



# 島根県報

平成27年2月24日（火）

号外第28号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 5

**告 示**

**島根県告示第133号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	261号	江津市松川町長良546番5地先から同番4地先まで	前	メートル 9.90～10.60	メートル 9.00	浜田県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	15.40～19.20	9.00	
県 道	布部安来線	安来市下吉田町字浮橋240番3地先から同地先まで	前	9.71～14.74	24.00	交通安全工事 拡幅
			後	11.30～14.74	24.00	
"	"	安来市下吉田町字獅子山502番1地先から同519番5地先まで	前	13.35～36.05	62.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	13.35～46.54	62.00	
"	米子広瀬線	安来市伯太町安田関593番5地先から同番7地先まで	前	12.93～40.39	180.00	道路改良工事 拡幅
			後	15.90～40.39	180.00	
"	三瓶山公園線	大田市大田町大田字唐炭口1656番1地先から同地先まで	前	14.88～18.09	41.25	県央県土整備事務所大田事業所 災害防除工事 拡幅
			後	15.86～23.99	41.25	
"	今福芸北線	浜田市金城町久佐イ626番5地先から同地先まで	前	5.10～5.50	10.20	災害復旧工事 拡幅
			後	5.10～24.40	10.20	

"	"	浜田市金城町久佐イ 1389番4地先から同地 先まで	前	28.50～ 32.10	21.10	災害復旧工事 拡幅
			後	29.90～ 33.70	21.10	
"	桜江金城線	浜田市金城町今福836番 3地先から同1648番1 地先まで	前	9.70～ 17.20	25.00	災害復旧工事 拡幅
			後	12.50～ 28.90	25.00	
"	跡市川平停 車場線	江津市跡市町770番地先 から同番地先まで	前	3.60～ 4.00	18.90	災害復旧工事 拡幅
			後	13.00～ 15.00	18.90	
"	川平停車場 線	江津市松川町上河戸649 番4地先から同地先ま で	前	4.10～ 5.30	23.00	災害復旧工事 拡幅
			後	21.00～ 26.00	23.00	
"	浅利渡津線	江津市松川町太田605番 2地先から同地先まで	前	5.00～ 6.40	8.00	災害復旧工事 拡幅
			後	6.00～ 7.30	8.00	
"	"	江津市松川町下河戸671 番1地先から同656番5 地先まで	前	28.70～ 36.00	34.00	災害復旧工事 拡幅
			後	28.70～ 40.90	34.00	
"	"	江津市松川町下河戸656 番1地先から同地先ま で	前	3.30～ 4.60	16.50	災害復旧工事 拡幅
			後	3.60～ 34.00	16.50	
	浜田港イン	浜田市熱田町525番地先 から同町255番7地先ま で	前	11.00～ 107.80	969.00	道路改良工事

浜田県土整備  
事務所

〃	ター線	浜田市熱田町525番地先 から同町1758番5地先 まで	後	12.40～ 107.60	1,039.00		延伸 拡幅及び減幅
〃	浜田八重可 部線	浜田市旭町今市269番7 地先から同地先まで	前	16.20～ 18.30	11.60		災害復旧工事 拡幅
			後	16.20～ 21.30	11.60		
〃	浜田美都線	浜田市熱田町518番7地 先から同町1806番1地 先まで	前	16.60～ 75.40	386.00		道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	16.60～ 71.10	386.00		
〃	波佐匹見線	益田市匹見町匹見イ 1547番地先から同イ 1545番地先まで	前	12.70～ 35.50	203.70	益田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	12.70～ 35.50	203.70		

## 島根県告示第134号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年2月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	久利静間線	大田市長久町延里字宮山706番1地先から同字和田582番6地先まで	メートル 58.00	平成27年 2月24日	県央県土整備 事務所大田事 業所	
〃	三次江津線	江津市金田町口522番地先から同町口 521番3地先まで	17.60	平成27年 2月24日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	江津市金田町イ353番8地先から同番3 地先まで	107.30	平成27年 2月24日		
〃	〃	江津市江津町220続き1番地先から同町 1554番地先まで	28.00	平成27年 2月24日		
〃	浜田港イン ター線	浜田市熱田町525番地先から同町1758番 5地先まで	1,039.00	平成27年 3月14日		
〃	浜田美都線	浜田市熱田町518番7地先から同町1806 番1地先まで	386.00	平成27年 3月14日		
〃	波佐匹見線	益田市匹見町匹見イ1547番地先から同 イ1545番地先まで	203.70	平成27年 2月24日	益田県土整備 事務所	